

奈良ディアテニスクラブの規約

- (名 称)
第1条 ・ 当クラブは「奈良ディアテニスクラブ」と称する。
- (事務所)
第2条 ・ 当クラブは事務所を事務局長宅に置く。但し、必要に応じて役員宅に分室を置く事が出来る。
- (目 的)
第3条 1 当クラブは会員相互の親睦と互助を基にし、スポーツの向上及びテニスを楽しみ健康を図り、テニスのテクニックを育成する目的とする。
2 当クラブは強化的選手を目指す者、テニスを楽しむ者にかかわらず本規約を遵守するものとする。
- (事 業)
第4条 ・ 当クラブは、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。
1 競技会(テニス大会、テニス教室)、練習会、交流会及び交流試合など。
2 部員、選手、指導員の育成。
3 レクリエーションの諸業を行なう。
4 練習後、ミーティングを行なう。
5 その他、当クラブの目的達成に必要な事業を行なう。
- (会 員)
第5条 1 当クラブの会員は聴覚障がい者として、近畿、全国の選手を目的に、賛同する条件は財団法人全日本ろうあ連盟の会員又は賛助会員とする。
2 当クラブでは、部員の同意を得て健聴者も入部することが出来ます。部員は原則として、当クラブ以外のろうあ他クラブに入るような行為は認めない。但し、特別な理由がある場合は役員会の承認を得なければならない。
- (役 員)
第6条 ・ 役員は部長、事務局、会計、企画、コーチ、監督、主将、会計監査、各1名とする。但し、各担当が決まらない場合に限り、兼任を妨げない。監督・主将については近畿大会、全国大会の参加者から選出する。
- (役員を選出)
第7条 ・ 当クラブの役員は総会において選出される。
- (役員の任期)
第8条 ・ 当クラブの役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。尚、後任の役員が決まらない場合は、現役員を以ってこれにあたる。又、役員の欠員が生じたときは、部長がこれを指名し、会務の執行にあたる。
- (会 議)
第9条 ・ 当クラブの会議は次の通り部長が招集する。
1 定期総会は毎年1回開く。
2 非常の場合として臨時会議を開く。
- (運 営)
第10条 ・ 当クラブの運営は会費と助成金、事業活動による収入をもってあてる。

(組 織)

- 第11条 ・ 当クラブは、奈良ディアテニスクラブに賛同する会員を以て組織する。

(会 費)

- 第12条 1 会費は1月1日から12月31日までとする。但し、納入後いかなる場合でも返金できない。
2 当クラブの会費は下記の通りとする。
個人:5,000円 夫婦:8,000円 大学・専門:2,500円 高・中学:1,000円
3 休部でも会費を納入すること。1,000円(郵送代、祝儀代、学生はなし)
4 ビジター参加者は当日に500円を納入すること。(休部者も同じ)、但し、近畿大会、全国大会出場でパートナーとなる部外者については免除できる。
5 体験練習(奈良県在住条件)は2回まで、それ以降はビジター扱いとする。

(会員の義務)

- 第13条 ・ 当クラブでは下記の事項により役員会で決議の上、休部、退部の許可を得ること。
1 退部、長期休部の場合は、理由を書面にて届け役員会の承認を得る。
2 その他、当クラブに不適当と認められる行為のあった者に退部を申しつける事が出来る。

(決議方法)

- 第14条 1 本規約の改正は、総会で賛成2/3以上の多数をもって決議する。
2 総会は出席、委任者を含めて80%以上であれば開くことが出来る。

(会計年度)

- 第15条 ・ 当クラブの会計年度は1月1日に始まり12月31日に終わる。

(諸手当詳細)

- 第16条 1 結婚祝、※出産祝、見舞金、慶弔、※香典、各5,000円とする。
※出産祝：第二子出産祝は3,000円とする。
※香典：会員、会員の配偶者、子供及び実父実母及び同居の義父義母
2 事務局長に通信費手当てとして5,000円を支給する。
3 近畿ろうあ者体育大会の監督・主将代表会議に出席した場合は手当てとして交通費全額を支給する。
4 全国ろうあ者体育大会の監督・主将代表会議に出席した場合は手当てとして5,000円を支給する。

本規約は平成3年1月1日をもって発行する。

本規約に規定なき細則は、これを必要と認めたとき役員会の承認を受けて施行する。

*一部改正 平成4年1月5日実施 *一部改正 平成5年1月15日実施

*一部改正 平成6年1月15日実施 *一部改正 平成7年1月8日実施

*一部改正 平成15年12月14日実施 *一部改正・追加 平成18年1月15日実施

*誤字訂正 平成18年12月17日実施

*一部改正・誤字訂正 平成19年12月15日実施

*一部改正・誤字訂正 平成20年12月20日実施

*一部改正・12-5追加 平成21年12月19日実施

*一部改正・12-4訂正 平成22年12月19日実施

*一部改正・16-1訂正 平成23年12月18日実施

*一部改正・5-1訂正 平成27年2月1日実施